



Ruggie Framework

Protect, Respect and Remedy

2011年3月最終報告書

- 2011年3月21日付で、6月人権理事会への提出最終文書が完成
- 先立って公開されたドラフトに対してNGOからの批判が集中
- フレームワークで示された方向性からの後退が懸念された

前史

- Global Compact: 企業の自主性に依存。十分な効果を上げられず。
- Norms: 法的拘束力を求めた動き。ただし、国連人権小委員会の決議まででストップしてしまった。
- 国連人権理事会で、企業と人権の問題につき、事務総長特別代表を選任。

他の同時進行している動き

- ISO26000 ISOという民間機関の動きに過ぎず、あくまでも影響は限定的。また、人権部分は、さほど強くない。
- 企業人権訴訟 実際に多くが進行中。
- 二国間投資協定等の問題が顕在化。
- 企業のグローバル化が急激に進行中。

BEEをめぐる仲裁問題

- 南アフリカのBEE(黒人経済支援法)
- 貧困撲滅のためのAffirmative Action
- 二国間投資協定にもとづく正当な機会を奪っているとして、北欧の資源企業が国際仲裁機関に訴える
- 一方、南アの新たな貧富の格差を助長

親会社と子会社問題

- 現地子会社の行為に対して、親会社は法的義務を限定的にしか持っていない
- 現実には、各国での企業活動は各子会社が担い、それをコントロールするのは親会社だが、親会社を統制できない
- Off-Shore会社の登場による複雑化

Ruggie Report 2008

- **Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie**
- **>> To the Human Rights Council
(国連人権理事会)**



John Ruggie

Professor of International Affairs
John F. Kennedy School of
Government
Harvard University

[Home](#)

[Bio and CV](#)

Publications

[Books](#)

[Articles and chapters](#)

[Commentary](#)

[Speeches](#)

[Courses](#)

[Contact](#)

John Gerard Ruggie is the Berthold Beitz Professor of International Affairs at the Kennedy School of Government; and an Affiliated Professor in International Legal Studies at Harvard Law School. Trained as a political scientist, Ruggie has made significant intellectual contributions to the study of international relations, focusing on the impact of economic and other forms of globalization on global rule making. He is a Fellow of the American Academy of Arts & Sciences, and a recent survey published in *Foreign Policy* magazine identified him as one of the 25 most influential international relations

三つのキーワード

- Protect 保護 → 国家の義務
- Respect 尊重 → 企業の責任
- Remedy 救済 → 法的枠組み

Protect (保護)

- 人権保障における国家の義務と、企業が人権問題に関わる際の国家の介入政策の両方を提唱
- 企業による海外事業に関しても、現在の国際法の枠組みで十分に介入が可能
- しかし現在は各国とも介入に消極的

Protect (保護) (続)

- 企業文化に対する国家による統制
→しばしば企業の刑事責任論にも
- OECDガイドラインなどでも、国家仲裁裁判所などでも、投資協定の枠組み中で人権の問題を扱うのは難しい
- 企業単独では難しい問題をECA(投融資機関)の枠組みで扱う

Protect (保護) (続)

- 既存の条約機関や特別手続を利用
- 国際的な枠組みとして、現在最も影響力のあるものとして、OECDガイドラインや三者宣言などを利用
- Global Compactの枠組みの利用
→ Respect (尊重) の分野 (企業の責任)
- 紛争地における国家の責任と企業活動

Respect (尊重)

- 企業による人権尊重の責任＝Normsを用いて再度検証
- 労働権、労働権以外とを問わず、企業の責任を規定→CSR論議
- 一次的責任(国家)と二次的責任(企業)に分けるのは無意味。
- 法的責任を超えた期待にも応える責任

Respect (尊重) (続)

- Due Diligence (人権問題に対する相応の注意) の必要性
- 責任範囲は、企業の所在地に限定されない。「影響力の及ぶ範囲」に対する責任 (特にサプライチェーン管理など) → 「影響力の及ぶ範囲」の概念
- 人権侵害の「共犯」としての責任

Remedy (救済)

- 非訴訟的手続きと訴訟的手続きによる苦情申し立てを可能にする
- 非訴訟的手続きに関しては各国にある既存のADR(裁判外紛争解決手続き)を利用
→マルチステークホルダーで
- 訴訟手続きに関しては、海外原告の取り扱いを明示するべき(cf. ATCA)

Remedy (救済) (続)

- 国内のADRに加えて、各企業の内部手続きの確立も必要
- 国内のADRとしては国内人権機関を有効活用→条約機関などとも連携
- OECDガイドラインにしたがい、社内苦情申し立て手続きを各国コンタクトポイント(NCP)に報告

2010年状況報告

- Frameworkに向けた重点5分野
 - 人権保障義務を果たすための能力開発
 - 企業との協働の際の人権保障
 - 企業文化を人権尊重文化にする助け
 - 紛争地帯での企業のためのガイド
 - 国境を越えた管轄権の問題
- ATCA事例の研究